

## 挫折した王政改革の試み

——フェヌロンの『統治計画案』——

はじめに

制度史家ロラン・ムニエはフェヌロンの生誕三百年を記念する雑誌の特集に「フェヌロンの政治思想」と題する論考を寄せている。<sup>(1)</sup>ここで彼は『テレマックの冒険』よりもむしろ『統治計画案』の分析に多くのページを割き、フェヌロンの改革案とは「ルイ十四世のブルジョワ絶対主義への貴族的反動」であり、当時の社会の発展段階にまるで対応しておらず、つまりは政治の表舞台から追われた貴族の恨みがその特徴であるとしている。一方、「この偉大な著作家は三流の政治家であった」と結論付けるムニエとは異なり、フェヌロンをフランス政治思想の流れの中で解釈しようとする研究においても、『統治

計画案』の反動的、貴族主義的性格は指摘されている。<sup>(2)</sup>

事実、『統治計画案』に限らずフェヌロンの多くの作品には貴族の政治的・社会的復権を求める姿勢が見られるし、三身分の枠組を揺るがす社会的流動性への反発も顕著である。しかし、こうした見解の非現実性ばかりを強調することには疑問がある。『統治計画案』はユートピア物語でもなければ、現実の政治を知らない知識人が練り上げた理想の表明でもない。静寂主義論争のため一六九七年以降宮廷を追われていたとはいえ、<sup>(3)</sup>フェヌロンは決して世捨て人ではなかった。ヴェルサイユで影響力をもつシュヴルーズ公爵やボーヴィリエ公爵と連絡を取り続け、ジャンセニスム、スペイン継承戦争といった当時の重要政策について彼らに進言し、さらには王の

森 村 敏 己

聴聞司祭を通じて密かに王に影響を与えようとした画策していた。また、陸軍卿が前線に向けて発した命令書を入力し、ヴェルサイユにいるシュヴルーズとその内容を議論することまでしている。<sup>(4)</sup> そもそも『統治計画案』自体がフェヌロンひとりの作品とはいえない。一七二一年、王太子が死去し、フェヌロンが師傅を、ボーヴィリエが養育係を務めたブルゴーニュ公が王位継承者になったことを受けて、公が即位した場合に実行に移す改革案をシュヴルーズと協議したうえでフェヌロンが書き上げたものである。このときルイ十四世はすでに六九歳。『統治計画案』で示されたプランは遠い将来を見据えた理念などではなかった。それにふたりの会話は予めボーヴィリエにも知らされており、いわば『統治計画案』は彼らブルゴーニュ・サークルの共同作品ともいえる性格を持つ。フェヌロン自身が追放前にはブルゴーニュ公の師傅として、あるいは王に大きな影響力をもつとされたマントノン夫人の友人としてヴェルサイユにおいて一定の位置を占めていたのである。この意味で『統治計画案』は政治の表舞台から追われた人々の夢想ではなく、むしろ政権の中枢に近くなおかつブルゴーニュ公即位の

あかつきには間違はなく実権を握るはずだった政治家たちが構想した改革案だったのである。<sup>(5)</sup>

### I 三部会

『統治計画案』における改革案でもっとも目を引くのは三部会の復活である。その起源が十四世紀まで遡るとされる三部会は周知のように一六一四年以降開かれておらず、フェヌロンが改革案を構想した時はすでに最後の三部会から一〇〇年近くが経過していた。<sup>(6)</sup> 『統治計画案』執筆の前年、フェヌロンはシュヴルーズに宛てた書簡で名士会の開催を提案している。その目的はスペイン継承戦争により深刻化した財政危機の打開にあった。つまり、全国の有力者を集めたこの会議で王自ら現状を説明し、国民からの自発的資金援助を求めるべきだといっているのである。この提言は本来、王は王領地の収入により財政を支えるべきであり、税は国民の同意なくしては課しえないとする原則に則ったものだが、<sup>(7)</sup> フェヌロンはここで本来なら三部会の招集が必要だとしながらも、現状での三部会開催は混乱を招くとして次善の策として名士会を要求している。<sup>(8)</sup> 一方、『統治計画案』では戦争の終結と国内

の安定を前提に統治システムの本格的な改革を求めることになるのだが、ここではフェヌロンの記述の順序に従ってまず司教区会議から見ていくことにしたい。

フェヌロン自身が「ラングドックにおけるような」と明記しているように、司教区会議 (Assiette) とは地方三部会の下部組織としてラングドックで機能していた会議である。ラングドックの場合を確認しておこう。<sup>9)</sup> 司教区会議は年に数日間、地方三部会の決定を司教区レヴェルで実施するために開催されるが、そのメンバーは一年を通じて司教区の行財政を担当していた。この会議の主要な任務は地方三部会から割当てられた税を司教区内部で割り振ることである。メンバーは司教区によって多少異なるが、司教 (あるいは大司教)、パロンの称号を持つ貴族、バイヤージュあるいはセネシヨセと呼ばれる裁判所の判事、主要都市の執政官などである。彼らは単に地方三部会が決定した税を割り振るだけでなく、司教区の行政に必要な経費を上乗せすることもできた。フェヌロン自身の構想も現実の司教区会議の機能を踏襲したものであり、地方三部会に従属し、土地台帳に従い税徴収を決定するとされる。メンバーはやはり司教、領主、第

三身分で構成される。<sup>10)</sup>

司教区会議のうえに地方三部会が組織される。ここでもフェヌロンは「ラングドックにおけるように」としており、やはりラングドックの地方三部会をモデルにしていた。当時のフランスは地方三部会が存在する地方 (pays d'états) とそれが存在しない地方 (pays d'élection) とに大別されるが、両者の大きな違いは税徴収の方法にあった。つまり、前者では地方三部会が王からの課税要求額に承認を与え、かつ地方三部会自らが税徴収を行うのに対して、後者では王権が地方の同意を必要とせず、税を直接徴収するのである。いうまでもなく前者のシステムは王権に対する地方の一定の自立性を保証するものと見なされ、先に見たように国民の同意なくして課税なしの原則に添うものである。なかでもラングドックの三部会は自己の財政システムを強力にコントロールしていたとされる。ただし実際は王の要求を完全に拒否することはなく、減額を求める地方三部会と満額回答を求める王権との交渉はその時々両者の力関係に左右されるのが実体であった。

フェヌロンはこの地方三部会をすべての地方に設置す

ることを求める。すなわちフランス全国を三部会地方にすることで、王権による一方的な課税を封じるのがその主要な目的である。地方三部会は各司教区の三身分代表から構成され、司教区会議メンバーの意見に基づき、地域の財政を担う。こうして地方は財政上相当程度の自立性を獲得することになるが、地方三部会と王権との交渉の対象となるのはあくまで直接税であり、間接税については請負制という形で王権が徴税請負人に徴税権を委ねていた。国民代表による課税権の掌握という原則は当然、三部会の権限外にあるこうした間接税の在り方に抵触する。そこでフェヌロンはガベルと呼ばれる塩税や通行税といった間接税の廃止を求め、財政上塩への課税が必要なら地方三部会が直接徴収する形で塩税を課せよいとしていた。彼によれば王権に属する徴税官や徴税請負人による税徴収は過酷、恣意的ならざるをえず、課税および徴税の主体を地方三部会に移すことで税負担は軽減されるはずであった。<sup>(11)</sup>これに伴い当然、エリュヤやフランス財務官などの官職も廃止される。<sup>(12)</sup>ただし、地方三部会は財政に関して完全な独立性を獲得するわけではない。それはあくまで全国三部会に従属する組織である。通常

の課税および徴税業務の主体は地方三部会であるが、全国三部会は地方三部会の会計報告を審査し、あるいは苦情や証拠に基づき地方三部会の政策を糾す権限を持つ。また、臨時課税の必要が生じた場合、これを決定するのにも全国三部会である。すなわち地方三部会の税制上の権限は全国三部会により一定の制約を受けることになる。全国三部会構想において目を引くのは王権からの独立性を確保するための配慮である。全国三部会にせよ地方三部会にせよ、それは王の招集があって初めて開催されるものであった。実際上は地方三部会は多くの地方で毎年開催されていたが、それは単に王権が年毎に課税への同意を必要としたからであり、あくまで王権による招集という形式は守られている。全国三部会の開催が全く不定期であり、一六一四年以来開かれたことがないのも、三部会自体が自主的に開催する権限をもたなかったためである。『統治計画案』では三年毎の定期的開催が明記され、審議期間も三部会自身が決定できる。さらに代表選出において王が特定の人物を推薦することは許されない。また、代表の地位を離れてから三年を経過しない<sup>(13)</sup>。これは王よりいかなる昇進も受けてはならないとされる。

こうした規定が三部会および代表の自立性の確保を目指していることは明らかである。

三部会に出席する代表は全国の三身分から選ばれるのだが、その構成は各司教区の司教、貴族が選出する名門貴族、第三身分が選ぶ有力な平民とあるだけで、司教が自動的に代表となる第一身分以外、具体的な選出手順は不明である。また、各身分の代表数、審議および投票が身分単位なのか個人単位なのかといった革命期に問題となる点については、おそらく細部まで詰めていなかったであろう、何も触れられていない。

全国三部会が審議対象とする範囲は極めて広い。司法、治安、財政、戦争、同盟、和平交渉、農業、商業に関することすべて、要するにあらゆる内政・外交上の問題は三部会で議論されることになる。ただし、三部会と王との権力関係は明示されていない。後に見るように王は顧問会議に出席し、自ら政務に励むことが求められているし、フェヌロン自身、三部会と王権との間に権力抗争が生じるとは想定していない。課税に関しては国民の同意という原則から三部会が決定権をもつと考えられるが、その他の政策に関しては地方の実情に通じた全国の代表が王

に意見を述べ、あるべき統治からの王権の逸脱を防止するというのが三部会の基本的な機能であろう。もちろん、

三部会とその代表の独立性への配慮から見て、王権と三部会との間に一定の緊張関係が存在することは推測される。しかし、両者の権力配分あるいはそれぞれの管轄範囲を明確に定めようとする意図は『統治計画案』の中には見いだせない。三部会は王に奉仕することが、そして王は三部会の意見に耳を傾けることが暗黙の前提であるように見える。フェヌロンにとってはおそらくそれが王と三部会とのあるべき関係であつたらうし、三身分の代表が定期的開催する会議で表明された見解をまったく無視することは王権にとっても実際上困難であろう。制度的に三部会が王の権力を分有あるいは規制しなくても、三部会の定期的開催という事態そのものが王権を抑制する。近代的な議会の機能をモデルに絶対王政における三部会の役割の曖昧さをあげつらつても余り意味はないと思われる。もうひとつ『統治計画案』が明確な権力関係を規定していない理由として考えられるのは、神に対する王の義務という観念である。王は国民を幸福にするという義務の下に神より権力を与えられ、自らの行動を神

の前で釈明しなければならぬ。信仰心を失わない限り、悪政は君主の悪意の結果ではなく無知に由来する。そうである以上、王は広く臣下の意見を徴し、過ちを避けようとするはずである。『テレマックの冒険』を初め、ブルゴーニュ公のために書かれた諸作品で強調されるこうした観念は、具体的な改革を論じた『統治計画案』においてもフェヌロンの政治思想を支えている。<sup>(15)</sup>つまり、制度的な改革だけでは優れた統治の実現は約束されない。「キリスト教徒たる王」の存在が不可欠なのである。

## II 司法組織

アンシャン・レジーム期の司法制度は実に複雑である。<sup>(16)</sup>下位の裁判所としてはバイヤージュあるいはセネショセがあり、控訴審として上座裁判所(Presidia)、さらにそのうえに高等法院が位置する。この三審制とは別に教会裁判権、領主裁判権が並立し、さらに大評定院(Grand Conseil)と呼ばれる訴訟を担当するために国王顧問会議から独立した機関、また国王顧問会議のひとつで各司法組織間で生じる管轄争いの調停、あるいは高等法院判決の破棄などを担当する訴訟顧問会議(Con-

seil des parties)、加えて租税に関する訴訟を裁くための租税法院(Cours des Aides)が存在する。長い期間に渡って積み重なってきたこれら諸制度は、時代によって機能や権限が変化し、司法制度全体を明確に理解することは極めて困難である。

『統治計画案』で示される改革案はこのように錯綜した状態を整理し、司法組織を簡素化することを目指しているように思われる。ただ、シュヴルーズとの協議内容の覚書であり、かつブルゴーニュ公やボーヴィリエといった日頃から改革について話し合っていたであろう相手を読者として想定していたという性格上、この作品の記述は余りに簡潔であり、個々の改革案の意味や目的を解釈する場合には推測の域を出ない。

まず、上座裁判所の廃止が求められる。<sup>(17)</sup>この組織は、高等法院への上告が頻繁であることを考慮して、高等法院の負担を減らすために一部のバイヤージュを昇格させる形で一五五二年に初めて設立された。しかし、それによって裁判制度は二審制から三審制へと変化し、かえって複雑となる面もあった。さらにそれまで同じバイヤージュでありながら上座裁判所とはならなかった他のバイ

ヤージュからの嫉妬、訴訟当事者から司法官が受け取るエピスと呼ばれる収入が減少したことへの高等法院の不満などからこの制度は既存の組織からは不評であったといわれる。フェヌロンの目的は裁判制度をもう一度二審制に戻し、簡素化することであった。彼は基本的に法が単純で裁判官が少ないことを理想としているし、また複雑な裁判組織のために訴訟費用がかさみ、訴訟当事者が最終判決までに私財を使い尽くしてしまうといった弊害を除くことも目的のひとつであったろう。同じく、大評定院、租税法院も廃止される。大評定院は高等法院が登録を拒否したり、あるいはストライキに出た場合、代わって公開王状 (*lettres de patente*) を登録するなどの任務を王権より与えられており、ある意味で高等法院と対抗関係にあった。したがってこの組織の廃止は王状の審査、登録を高等法院に一元化しようとしたものとも考えられる。租税法院の場合、課税に関する権限は完全に地方および全国三部会に移行していると考えられるため、税に関する訴訟も三部会で審議されると思われる。そうであれば租税法院は不要であろう。また、領主裁判権も土地に関する裁判権を除いて廃止され、従来領主が持つて

いた司法権限はバイヤージュに移される。

簡素化への努力は司法組織だけではなく法そのものにも向けられる。法律局 (*bureau pour la jurisprudence*) を設置し、法学者を集め、慣習法の整理、検討を行い、訴訟手続の短縮化を図り、民法典の編纂に備えるという見解も同じ方向のものとして理解できる。

このように簡素化された司法制度全体は大法官の監督下に置かれる。<sup>(19)</sup> ルイ十四世のもとで大法官の権限は縮小され、国務顧問会議への出席も権利ではなくなり、財政に関する権限は財務総監コルベールに、また軍事権は陸軍卿ルーヴォワに奪われていったが、<sup>(20)</sup> 訴訟顧問会議の長としての地位は維持していた。そして、この資格によって大法官は裁判所相互間の調停などを行っていたのである。フェヌロンの提案もこうした事実に沿ったものと考えられる。ただし、『統治計画案』では大法官が地方の主要な裁判官の才能、評判を調査し、能力と徳性に応じた昇進、解任を行うことが提案されている。すなわち従来よりも中央による地方の司法組織への監督強化が求められる。興味深いのはこの訴訟顧問会議において報告者の役割を担う宮内審議官 (*maîtres des requêtes*) の排

除が要求されている点である。彼らは単に訴訟顧問会議のみならず、王が出席する他の顧問会議でも報告を行い、かつ地方長官は彼らの中から任命されるのが常であり、のちに国務卿、財務総監などになる者も多かった。いわば将来国政を担うことを約束されたエリート集団であり、その官職価格も極めて高価であった。<sup>(21)</sup>フェヌロンが彼らの排除を求める理由はそれが売官職であったという点にある。フェヌロンは売官制一般に批判的であり、軍においてはその全廃を求めているが、宮内審議官の場合も「功績もないのに金によって迎え入れられた」<sup>(22)</sup>としており、彼らに代わって王国中の裁判官の中から有能な人材を選抜して訴訟顧問会議のメンバーとし、大法官を補佐すべきだとされる。これは第三身分出身者が国政の中枢に登り詰めるための重要なルートを遮断し、身分の固定化を図ろうとしたとも解釈できるが、同時に売官制そのものが有能な人材の登用の障害になっているとの認識もあったと考えられる。ちなみに宮内審議官の顧問会議からの排除からんで、『統治計画案』は彼らの出身身分は問題にはしていない。

売官制批判と一定の能力主義は高等法院評定官の地位

についても見る事ができる。官職の世襲を保証したポーレット税の漸進的廃止を求めると同時に、息子が適任の場合のみ世襲を認めるが、その場合は無償とするという構想も司法官職に能力主義の原則を当てはめようとしたものである。

このように見てくると司法改革に関するかぎり、封建制への回帰を求める復古的姿勢や中央集権への反発が『統治計画案』の特徴であるとはいいいがたい。<sup>(23)</sup>領主裁判権の制限、慣習法の整理、訴訟手続の簡素化、民法典の編纂、大法官による裁判官の監督と能力に応じた任免。これらはむしろ中央が主導する形での司法の合理化として理解すべきものであろう。

### III 中央と地方

ルイ一四世は従来の国王顧問会議を再編成し、自己の強いリーダーシップの下に置いた。最高の意思決定機関である国務顧問会議はそれまで生まれや地位によって多くの人物に参加資格が与えられていたが、王はこれを三人から五人に限定し、また財政問題を担当する財政顧問会議、商業政策に当たる商業顧問会議などを新たに設け、



いずれも自ら出席し政務に励んだ。<sup>(24)</sup> 加えて王は顧問会議出席の前に担当者と個別に会い、協議を行っていたとされ、事実上の政策決定はそこでなされることが多かった。このため、それぞれの担当領域に関して王との事前協議に臨む外務、陸軍、海軍、宮内の四人の国務卿と財務総監が事実上、強力な権限をもつことになる。彼らの多くは平民出身で、ルイ十四世の治世が名門貴族を犠牲にしたブルジョワ支配だとされる理由はここに見ることができ

る。しかし、顧問会議に関する『統治計画案』の記述は驚くほど少ない。目を引くのは当時、王と彼の聴聞司祭のふたりだけの協議の場となり、顧問会議の体を成していなかった宗務顧問会議について、地位ではなくその能力によってメンバーを選び、信仰に篤く有能な司教を任命するとあり、<sup>(25)</sup> 王の独断による司教選任を牽制しようとする記述が見られることくらいである。その他には商業顧問会議が商業を監督すべきこと、<sup>(26)</sup> 国王は国務顧問会議に出席すべきことが求められているが、この二点はそのころすで行なわれていた。また、王の国務顧問会議への出席を求めたのと同じ箇所「その他の六つの顧問会議

が王国の国事すべてを担当する」とあり、ムニエはこれを撰政オルレアン公時代にわずか三年で挫折したポリシノディの概念だとしているが、<sup>(27)</sup> このたった一行から『統治計画案』の顧問会議とポリシノディとの関係を論じることが不可能である。そもそも六つの顧問会議が何を示すのが不明である。前節で示した大法官が司るであろう訴訟顧問会議は通常、統治に関する顧問会議 (conseils de gouvernement) には数えないため、これを除くと国務顧問会議以外にフェヌロンが名称を明記しているのは宗務、商業、陸軍の三つしかない。また、残り三つの顧問会議の中にボーヴィリエが議長を務めていた財政顧問会議が含まれるのかどうかも不明である。さらに、ルイ十四世の死後、オルレアン公が設置した顧問会議は撰政顧問会議を除けば七つあるが、それとの対応関係も分からない。また、複数の機能分化した顧問会議による政策決定の方法をポリシノディと呼ぶとしても、国王顧問会議にせよ原則はひとつだが、実際はこれまで示したように機能によって複数に分離していたし、逆にポリシノディにおいても唯一決定権を持っていたのは七つの顧問会議の上位に位置する撰政顧問会議だけであり、七つの

顧問会議は諮問機関に過ぎなかった。<sup>(28)</sup>六つの顧問会議という記述だけでは『統治計画案』という顧問会議が従来の顧問会議を指すのではなく、摂政時代のポリシノディだとする根拠にはならない。

ポリシノディにおいて顕著な点はむしろ、国務卿を四人から三人に減らしたうえに彼らの権限を奪い、その任務を命令書への署名だけに限定したこと、および財務総監デマレを解任し、後任を任命せず、この地位を事実上廃止したことである。ポリシノディを構成する各顧問会議のメンバーが名門貴族であったことと併せて、この措置は成り上りの平民による支配に終止符を打ち、名門貴族の政治的復権を実現させようとしたものと理解できよう。<sup>(29)</sup>ところが名門貴族たちの実務能力の欠如、席次争いなどからポリシノディはすぐに機能しなくなり、彼らの政治的復権の試みは頓挫する。

一方、顧問会議のメンバー構成に関しては、司教は本来顧問官たるべきであり、信仰心が篤く学識豊かで謙虚な司教を顧問会議に参加させよという記述を除けば、『統治計画案』には何も記されていない。それに、この記述にしてもこの顧問会議が何を指すのかは不明である。

また、国務卿、財務総監の地位に関する言及もまったくない。確かにこれらの役職の重要な人材供給源であった宮内審議官は顧問会議から排除されていた。このルートを通じて国務卿や財務総監になることはもはやありえない。しかし、国務卿、財務総監の廃止あるいは彼らの権限の縮小は求められていないのである。確かにフェヌロンは身分秩序の維持に熱心であり、王の大臣や寵臣が名門貴族を凌ぐ富を得てはならないとされる。<sup>(30)</sup>しかし、その一方で『テレマックの冒険』その他の作品で強調される君主の義務のひとつは統治に当たるべき有能な人材の発掘と登用である。<sup>(31)</sup>その場合も重要な役職の兼務は批判されるし、大臣たちの権勢が名門貴族を越えるものであってはならないが、国務卿を名門貴族に限定しようとの姿勢は見られない。『ルイ十四世への手紙』でも国務卿たちは痛烈に批判されているが、それは彼らが「冷酷、傲慢、不正、暴力的で、不誠実」<sup>(32)</sup>だからであり、その出身身分が批判の対象となることはない。また、シュヴェルーズはフェヌロンに宛てて国務顧問会議の四人のメンバーについて寸評を行っており、大法官ボンシャルトランと財務総監兼陸軍卿のシャミヤールは相変わらず大事に

は役に立たず、外務卿トルシは良くやっているが熱意と勇氣に欠ける、ボーヴィリエについてさえも少し障害を乗り越える勇氣が欲しいなどと、どれも厳しい評価を下しているが、ここでも問題になるのは彼らの能力、資質であり、出自は問題にされていない。<sup>(33)</sup>

顧問会議は本来国王が私的に諮問する機関である。國務卿にせよもともとは王家の秘書官から派生したものであり、いわば王個人に強く結びついている。こうしたメンバーがいかに王権内部で大きな位置を占めるようになっていたとはいえ、フェヌロンの構想では王権は三部会によって抑制されているはずである。それに名門貴族たちは三部会代表としてすでに政治的復権を果たしている。『統治計画案』において王権への對抗勢力として期待されているのはあくまで三部会であり、王権の内部において平民出身者に代わり名門貴族が地位を占めることで王を抑制するという発想は見られない。王は身分を問わず有能な人材を集め、共に政務に携わればよい。王権の逸脱の抑制は王権内部のメンバー構成によってではなく、三部会が行う。顧問会議自体を名門貴族復権の舞台としてとしたポリシノディとは基本的な姿勢が違うのであ

る。『統治計画案』はポリシノディとも、高等法院に王権抑制を期待する立場とも異なり、あくまで三部会を中心とした改革案であったことを確認しておくべきであろう。

一方、地方支配に関しては司法改革の場合とは逆に反中央集権的な姿勢が見て取れる。その顕著な現れとして地方総督府の増加と地方長官の廃止を挙げることができ<sup>(34)(35)</sup>るだろう。地方総督とは地方における王の代理人であり、基本的には軍の指揮官であるが、王に代わって当該地方の秩序維持に当たるといふ職務上、飢饉、疫病、反乱など多くの問題に介入できた。一六世紀には管轄地方において自ら授爵を行うことさえあったという。地方総督に任命されるのはその地方に縁のある大貴族であり、地域に強い人的ネットワークを形成していた。このため彼らの王権に対する態度がその地の動向を決定し、地方の反乱において彼らは大きな役割を果たしたとされる。宗教戦争以降王権はその力を殺ごうと努力し、ルイ十四世は地方総督が許可なく任地に居住することを禁じたり、大貴族の任命を避けようとした。

フェヌロンは全国に十二あった地方総督府を増やし、

逆に管轄範囲を狭めることを提案している。だが、管轄範囲の縮小は一人の総督が副官および王の代理官と共に綿密に監督できるようにするためとされており、すでに衰退していた総督の権力の一層の削減を目的としているように思えない。むしろより実質的な支配の強化を目指したものである。

一方、廃止が求められている地方長官とは売官制の対象となる保有官僚ではなく、王が任免する直轄官僚(Commissaire)である。当初は地方総督の補佐および王令の地方における実施を任務としていたが、やがて地方総督から独立し、エレクトシオン地方での課税割当を初め、財政、司法、治安、行政について広範な権限を獲得し、地方を強力に支配するようになる。このためこの地位は王権による中央集権化の有効な道具と見なされるのだが、こうした地方長官廃止の意図は明白であろう。地方三部会を全国に置き、財政上の権限を委譲するとすれば、まず、地方長官の財政における役割が不要になる。また、やはり管轄地域内で一定の行政権をもっていた高等法院と地方長官とが互いの権限の範囲をめぐって対立関係にあったことを思えば、地方長官の廃止はこうした

権限争いを中央の支配力を弱める形で決着させるであろうし、地方総督府の増加も地方長官の役割を不要にする方向に働かざらう。すなわち、地方における行財政は地方三部会、地方総督、高等法院が担うことになる。さらにいえば地方総督に任命されるのはその地方の大貴族であらうし、また、高等法院についても法院長と検事総長は名門貴族に限定し、部長評定官および評定官に関しては能力が等しい限り平民より貴族を優先するとの『統治計画案』の記述を考えれば、<sup>36)</sup>地方の行財政を担うのは復権した名門貴族であり、上述の三つの機関の権限に介入し、それを侵食する形で成長してきた地方長官はいわば寡奪者として葬り去られることになる。フェヌロンにとって起源のもっとも新しい地方長官の廃止は単にあるべき秩序への回帰に過ぎなかったであろう。

#### むすび

『統治計画案』の構想は貴族的反動であり、非現実的な夢想であったのか。確かに三部会や総督府を通じて名門貴族は重要な政治的役割を担うことになるであらうし、ここでは触れることができなかったが、『統治計画案』

には軍および宮廷における貴族の優遇、偽貴族の排除、貴族内での序列の強化、あらたな授爵の制限、卸売業を特権喪失法の適用から除外することによる貴族の経済基盤の強化など、貴族の復権を目的とした提言が多い。<sup>(37)</sup>しかし、ポリシノディあるいは十八世紀に顕著となる高等法院を王権の抑制力として期待する見解などもやはり貴族的反動のヴァリアントである以上、『統治計画案』を考える場合、単に反動的であるとするよりも、顧問会議のメンバーに補佐された国王がすべての権力を掌握するシステムから、王権を制度的に抑制しうる三部会という機関を中心とするシステムへの変換を目指しているという点を第一の特徴として指摘すべきであろう。一〇〇年近くも開かれたことがない三部会を定期的に開催することがたやすいことであったとは思えないが、ブルゴーニュ公が即位すればフェヌロンやシュヴルーズ、ボーヴィリエはこの構想を実行に移すための権力を手にしたであろうことは確実である。もちろん、批判勢力は存在したろうし、強引な実施は混乱を招いたであろう。また、ポリシノディの実験において露呈した名門貴族の実務能力の欠如も、彼らの活動の場が顧問会議ではなく三部会だ

としてもやはり問題となったであろう。

だが、この構想が非現実的に見えるとしても、それは政治の中枢から遠ざけられた貴族の現実認識の欠如に由来するものではない。フェヌロンを中心とするブルゴーニュ・サークルのメンバーは現状を理解し、実務にも携わる立場にあった。その意味で『統治計画案』が示した構想も、彼らの政治経験に裏打ちされたものである。もちろん、あるべき政治体制を追及するという理念的な姿勢は彼らの認識の仕方そのものに影響したであろう。たとえば宮内審理官を排除せよという主張は、能力ではなく財力による栄達への批判という一見筋の通ったものだが、この地位に就くものが若いうちから顧問会議に出席して政務に精通し、そののち地方長官として行政経験を積んだうえで中央における重要な地位を担うようになることを考えれば、彼らほど経験と能力の確かな人材はいないのであり、この意味で売官制は有能な人物の登用と必ずしも対立しない。しかし、逆にこの作品を理念だけで説明することも適切ではない。『統治計画案』執筆の経緯を思えば、彼らはこの構想が十分に実現可能だと判断していたのである。それが今日から見れば非現実的に

映るとすれば、問われなければならないのは彼らの認識の甘さや偏りではなく、むしろ現実的な認識とは何かという問題である。政治状況に関する知識そのものが欠けている場合や、あるいは本人がさしあたり実現可能性を問題にしていない時は別だが、『統治計画案』のような性格の作品を論じる場合、いわゆる絶対王政の推進者の認識に比べてフェヌロンたちの認識が誤っていた、あるいは歪んでいたと判断する確かな根拠は存在しない。その後の歴史の展開に関するわれわれの知識は『統治計画案』が一七一一年という時期にもちえたりアリティを評価する基準としては不十分である。理念や価値判断を離れた純粹に客観的な現実認識などありえない以上、この作品の構想が現実的であるかどうかを問題にするよりも、それが政権の中枢にいた政治家たちの少なくとも一部にとって十分なリアリティをもっていったという事実を理解することのほうが重要なのである。

(一) Mousnier, R., "Les idées politiques de Fénelon", *XVIII<sup>e</sup> siècle*, no. 12-14 (numéro spécial tricentenaire de naissance de Fénelon), 1951-2, pp. 190-206.

(2) たとえば、制度的な王権の抑制という面を重視し、フェヌロンを十八世紀の開明貴族の先駆とする研究でも、フェヌロンの自由主義はまず大貴族のためのものであったとされる。Cuche, F.-X., *Une pensée catholique*, Paris, 1991, p. 493. あるいはフェヌロンの思想をコンスティテューションナリズムの系譜のひとつとして理解する研究も、彼を中心とするブルゴーニュ公のサークルのメンバーは基本的に反動的だとしたうえで、フランス貴族にとっての封建的理想の根強さを指摘している。Koshane, N. O., *Philosophy and the State in France: The Renaissance to the Enlightenment*, Princeton, 1980, p. 345.

(3) ローマで異端とされた静寂主義を説いたとの理由でグユイヨン夫人が迫害された際、フェヌロンは彼女の弁護に回ったため、王の不興を買い、自らが大司教を務めるカンブレの地に追放された。

(4) シュヴルーズ、ボーヴィリエは名門貴族であり、ともにコルベールの娘と結婚したことにより姻戚関係にあった。シュヴルーズは公的には重要な地位にはついていないが、サン・シモンによれば事実上の大臣であり、国務卿たちもシュヴルーズにはあらゆる情報を伝えるよう、とくに外務陸軍の両国務卿はすべての計画、文書を見せるよう王に命じられていた。また、彼は国王と連日のように会談していたという。Saint-Simon, *Mémoires*, t. 3, Paris, 1984 (Bibliothèque de la Pléiade), pp. 87-88. 事実フェヌロンは彼を通じて王への進言を試みている。また、ボーヴィリエは

六八五年から財政顧問会議議長、一六九一年からは国家の最高意思決定機関ともいうべき國務顧問会議 (Conseil d'en haut) あるいは Conseil d'Etat) のメンバーであった。王と王太子、一七〇二年に加わった王孫ブルゴーニュ公を除けば、この会議のメンバーはボーヴィリエを含めて四人しかいなかった。Cornette, J., *Chronique du règne de Louis XIV*, Paris, 1997, p. 97. ちなみに財政顧問会議長の職はそれまで名譽職に近く、従来は実質的にこの会議を指導したのは財務総監であったが、職務熱心であり王の信頼も厚いボーヴィリエは一定の影響力を發揮したとされる。Antoine, M., *Conseil du roi sous le règne de Louis XV*, Paris/Genève, 1970, p. 58. このあたりの公爵とフェヌロンとが交わした書簡は、*Œuvres de Fénelon*, Versailles, t. 23, 1827. に収録されており、ヴェルサイユへのフェヌロンの働き掛けを克明に伝えている。

(5) ただし、ブルゴーニュ公が一七二二年二月に急死したため、彼らの計画は挫折した。シュヴルーズはこの年の一月に、ボーヴィリエは一七二四年に、そしてフェヌロン自身も一七二五年一月に死去。ルイ十四世亡き後の改革を夢見た彼らは皆王より早く世を去った。

(6) 一六一四以降、とりわけフロンド期に貴族たちは三部会の開催を要求したが、聖職者たちの貴族への不信、三部会が自らの威信を低下させるのではないかとする高等法院の危惧のため、この要求は広範な支持を得られず、実現しなかった。Constant, J.-M., *La noblesse française aux*

XVIIe et XVIIIe siècles, Paris, 1994, p. 253.

(7) この原則は貴族たちによりしばしば主張され、フェヌロンの見解はそうした流れのひとつの例として考えられる。Ruttkrug, L., *Opposition to Louis XIV*, Princeton, 1965, p. 134. また、やはりブルゴーニュ公に王としての心得を説いた作品、*Examen de conscience sur les devoirs de la royauté*, dans *Œuvres*, t. 2, Paris, 1997 (Bibliothèque de la Pléiade), p. 984. でも、かつての王は国民会議というべきバルルマンの同意により初めて課税できたのであり、こうした秩序が変化したのは王たちが絶対権力を奪取したからだとされている。ちなみにここでいうバルルマンとは高等法院という名称でわれわれが理解している近世の司法組織よりもはるかに大きな権限をもつとされる。亡命ユグノーであったジュリエ作とも伝えられるルイ十四世批判の書『自由を渴望する奴隷フランスの嘆息』によればバルルマンとは本来、王権による国民の権利の侵害を防ぐため、三部会を代表するものとして設立された、いわば三部会の縮小版であったという。Les soupis de la France esclave qui aspire après la liberté, Amsterdam, 1690, pp. 179-181. バルルマンは元来、訴訟を担当するために王会から独立した組織であり、三部会の縮小版ではない。上に挙げたような歴史認識はそれ自身が反絶対王政というイデオロギーの産物であると同時にそれを支える役割を果たしている。

(8) *Œuvres de Fénelon*, t. 23, pp. 390-391.

- (9) ラングドックの地方三部会および司教区会議に関する叙述は以下の作品によった。Beik, W., *Absolutism and Society in Seventeenth-Century France*, Cambridge, 1985.
- (10) *Plan de gouvernement, dans Œuvres*, t. 2, Paris, 1997 (Bibliothèque de la Pléiade), p. 1089.
- (11) *Ibid.*, pp. 1089-1090. 徴税請負人は王権に支払った額と実際の徴税額との差額が収入となる以上当然だが、王の役人として直接税を徴収する徴税官の地位もそれ自体、実入りの多いものであった。彼らは期日には決められた税額を国庫に収めねばならず、徴税が終わらない場合は私財を投じてでも支払う義務があった。このため彼らは徴税できない分を見越して余分に課税し、さらには支払ひ期日が来るまで徴収した税を私的に運用し、利益をあげていた。さらに彼らは徴税手数料を受け取っていたが、その分も住民への課税に上乘せされていた。つまり、徴税官は極めて儲かる仕事だったのである。Beik, *op. cit.*, p. 247-251.
- (12) *Plan de gouvernement*, p. 1104. フランスマ財務官とは *pays délection* にあつてエレクトションと呼ばれる徴税管区に税を割り振る職、またエリュはエレクトションにおいて各司祭区に税を割り振る仕事を担当していた。
- (13) *Ibid.*, p. 1090.
- (14) *Ibid.*, p. 1090.
- (15) 国王は神に対して義務を負うという観点から、宗教問題に関しては王権の教会への従属が明確に規定されることになる。王は教義に関する教会の決定には無条件に従うべきとされ、教会裁判所の独立も保証される。また、ガリカニスムは批判され、すべての聖職者は法皇に従属する。王が独断で司教を選ばうとせよ許されなく。 *Ibid.*, pp. 1092-1099.
- (16) 司法組織に関する記述は、Olivier-Martin, F., *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, Paris, 1951 (邦訳、増浩訳『フランス法制史概説』創文社、一九八六年)をよむ。Bély, L. (dir.), *Dictionnaire de l'Ancien Régime*, Paris, 1986. 所収の関連項目を参照。
- (17) *Plan de gouvernement*, p. 1103.
- (18) *Ibid.*, p. 1104.
- (19) *Ibid.*, p. 1102.
- (20) Antoine, *op. cit.*, pp. 46-56.
- (21) 宮内審議官については上述の研究のほか、Mousnier, R., *Conseil du roi de Louis XII à la Révolution*, Paris, 1970, p. 11. *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, tome 2, 1980, pp. 142-144. また、Bély (dir.), *op. cit.*, p. 786. 以下は宮内審議官とは今日の国立行政学院卒業生の如きものであると云う。
- (22) *Plan de gouvernement*, p. 1102.
- (23) この意味で『統治計画案』の性格を非中央集権的、封建的とするムニエらの評価には一定の留保が必要ではなからか。Mousnier, "loc. cit.", p. 201. Keohane, *op. cit.*, p. 344. 逆に、キューシユは「貴族的な傾向と同時にフェュロンには強力な国家の役割への指向も存在すると指摘している。



- Cuche, *op. cit.*, p. 442.
- (24) その他の顧問会議としては、地方との関係を管轄するもの (conseil des dépêches) や司教の任命などを決める宗務顧問会議 (conseil de conscience) ¹、それに大法官が主宰する前述の訴訟顧問会議がある。顧問会議およびルイ十四世の再編については、Antoine, *op. cit.*, pp. 15-17; Mousnier, *Le conseil du roi*.
- (25) *Plan de gouvernement*, p. 1099.
- (26) *Ibid.*, p. 1103 et 1105.
- (27) Mousnier, *loc. cit.*, p. 200. また、十八世紀におけるフェヌロンの影響を論じたシエレルも、一時的ではあるが、フェヌロンは摂政オルレアン公に影響を与えたとしている。Chénel, A., *Fénelon au XVIII<sup>e</sup> siècle en France* (1715-1820), Genève, 1970 (Réimpression de l'édition de Paris, 1917), p. 300.
- (28) ホリシノディに関しては Antoine, *op. cit.*, pp. 77-100.
- (29) ただし、アントワーヌによればオルレアン公はホリシノディに実質的な力を与えず、重要案件はルイ十四世と同じように、すべて個別の協議で決定していた。また、ホリシノディの構想そのものがルイ十四世の死に際して、不平をもつ貴族たちを味方につけ、権力を確保するための餌に過ぎなかったとされる。
- (30) こうした点については拙稿「フェヌロンの奢侈批判—キリスト教道徳と貴族イデオロギー—」(橋大学研究年報・社会学研究) 三六号、一九九七年一月、一〇五—一五四頁。
- (31) たぐはく、*Les aventures de Télémaque*, éd. par J. L. Goré, Paris, 1994, pp. 555-557. 49 et 54 *Œuvres* (Pléiade), t. 2, pp. 1003-1004.
- (32) *Lettre à Louis XIV*, dans *Œuvres*, t. 1, Paris, 1983 (Bibliothèque de la Pléiade), p. 544.
- (33) *Œuvres de Fénelon*, tome 23, p. 289-290.
- (34) *Plan de gouvernement*, p. 1105.
- (35) 地方総督および地方長官については、Bély (dir.), *op. cit.* Ⅱ 該項 Ⅱ 43 Mousnier, *Les Institutions de la France sous la monarchie absolue*, tome 2, 455-542.
- (36) *Plan de gouvernement*, p. 1103.
- (37) *Ibid.*, p. 1100-1102.

(一橋大学助教授)